



令和7年第1回総会

会 議 録

期 日 令和7年1月28日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和7年第1回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和7年1月28日(火)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	2	農地法第3条許可申請について
4	3	農地法第5条許可申請について
5	4	農用地利用集積等促進計画の調整について
6	5	農用地利用集積計画の調整について
7	6	農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画(案)に対する意見について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
1月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
主幹兼農地係長 前原光博  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 7 年第 1 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。14 番白澤敦行委員、2 番今給黎委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 1 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 号から 154 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 53 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 129 名です。

解約面積は田が 71 筆で 28,817 m<sup>2</sup>、畑が 186 筆で 193,006 m<sup>2</sup>、合計 257 筆で 221,823 m<sup>2</sup>です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 1 号から 154 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請です。  
整理番号1号の申請地は、  
栄本町〇〇番，畑，84 m<sup>2</sup>  
木原町〇〇番，畑，906 m<sup>2</sup>  
木原町〇〇番，畑，335 m<sup>2</sup>  
木原町〇〇番，畑，829 m<sup>2</sup>  
です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，会社員，69歳，横浜市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，72歳，木原町にお住まいです。

譲渡事由は，贈与，譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については17・18ページに掲載してあります。

栄本町〇〇番はイマキイレ自動車整備工場より南西側約〇〇mに，

木原町〇〇番はイマキイレ自動車整備工場より南東側約〇〇mに，

木原町〇〇番は大工園商店より西側約〇〇mに，

木原町〇〇番は大工園商店より北側約〇〇mに，

位置します。

整理番号2号の申請地は，

大塚中町〇〇番，畑，1,043 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，自営業，82歳，汐見町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，56歳，大塚中町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については20ページに掲載してあります。

旧NTT社宅より東側約〇〇mに位置します。

整理番号3号の申請地は，

金山西町〇〇番，畑，2,840 m<sup>2</sup>

金山西町〇〇番，畑，171 m<sup>2</sup>

金山西町〇〇番，畑，410 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，農業，58歳，鹿児島市にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，38歳，桜山東町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については22ページに掲載してあります。

厚石園工場より南東側約〇〇mに位置します。

以上，説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号について，水野委員お願いします

3番（水野委員）整理番号1号について報告いたします。

12月22日，譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人は，〇〇〇〇さんで，横浜市に居住する弟です。

譲受人は木原町に居住しています。

位置関係は事務局の通りです。

栄本町〇〇番は保全管理された畑で、東側は市道、西側、北側は畑で、南側は雑種地と市道です。

木原町〇〇番は保全管理された畑で、東側は水路、西側、北側は公衆用道路で、南側は遊休農地です。

木原町〇〇番は耕作された畑で、東側は公衆用道路、西側、北側は畑で、南側は遊休農地です。

木原町〇〇番は保全管理された畑で、東側は甘諸畑、西側は遊休農地、北側は雑種地で、南側は公衆用道路です。

取得後は、甘諸を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号2号について、園田委員お願いします

6番（園田委員）整理番号2号について報告します。

1月8日に譲受人、〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局の通りです。

申請地の東側、西側は宅地、南側は花卉が一部耕作してあり、残りは耕運された畑で、北側は市道です。

譲受人は大塚集落で切花を生産する専業農家です。

現在、申請地には老朽化した花卉ハウスが建っており、取得後すぐに撤去し菊、百合を作付け出来るように整備する計画で本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じ無いものと考えられ、問題の無い申請では無いかと思われます。以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号3号について、有村委員お願いします

13番（有村委員）整理番号3号について報告をします。

1月8日に譲受人の父である〇〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査を行いました。

譲受人は、桜山東町に居住する茶業農家で、魚粉製造もされています。

譲渡人は、鹿児島市に居住しております。

位置関係は事務局の通りです。

申請地は3筆が隣接しており、一体化されています。令和6年6月頃から割栗石にて嵩上げ工事中です。東側と、北側は公衆用道路、西側は茶畑と遊休農地、南側は山林です。

取得後は地域の農地利用調整に協力し、農薬等の使用方法についても、地域の防除基準に従い、ハウスで熱帯植物の果実栽培、ポット栽培を目指すとのことで、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

事務局 議案の訂正をお願いいたします。  
15 ページの整理番号1番の、譲渡人の〇〇〇〇さんの年齢は、69歳に訂正をお願いいたします。

以上です。

議長 他に質疑意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号1号から3号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

ここで、農業委員会等に関する法律31条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

(白澤委員除斥)

議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請です。  
整理番号1号の申請地は寿町〇〇番、登記地目は宅地ですが現況地目は畑、  
223.89㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「隣接地で経営する野村電機の駐車場が不足しているため。」とのことです。

申請地は、25ページに掲載してあります。

野村電機より西側に位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から500m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからず、致し方のない申請ではないかと思われま

す。転用目的は、駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

以上、報告を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号について、今給黎委員をお願いします。

2番(今給黎委員)整理番号1号について報告をします。

1月17日に、眞茅農業委員、有村推進委員、事務局の新屋敷さんと譲受人の〇〇〇〇さん、白澤敦行政書士の立会のもと現地調査をしました。

申請地は、事務局の説明の通りです。

申請地の登記地目は宅地ですが現況地目は畑となっています。現地は野村電機西側にあたり、東側は au ショップで宅地、西側は国道225号、南側は野村電機の駐車場で雑種地、北側は譲渡人の宅地です。

今回の申請地は不足している野村電機の従業員駐車場として活用する予定で鉄鋼スラグにて舗装します。国道側ですので、雨水については雨水枡を設置し、国道側の側溝に排水するよう指導しました。

ほぼ現状での活用であり、周辺はブロック積がなされ、その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思えます。

以上報告を終わります。

議長

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号1号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

(白澤委員着席)

次に、日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局

日程第5号議案第4号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)の調整について説明いたします。

これは、農地中間管理機構を通じて利用権設定するものです。

26・45 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載とおりです。

整理番号1号から177号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外174名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外301名で設定面積は、田が586筆213,134㎡、畑が296筆234,557㎡、樹園地が151筆206,635㎡、合計1,033筆654,326㎡です。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5号農用地利用集積等促進計画の調整については、整理番号1号から17号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第4号の決定した案件につきましては、市長を通じ農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第5号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、46～47ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号1号から18-5号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外17名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外58名で設定面積は、田が1筆410㎡、畑が81筆79,041㎡、樹園地が7筆12,729㎡、合計89筆で92,180㎡です。

次に3の所有権移転関係が7件です。49ページをご覧ください。

整理番号1号、譲渡人は寿町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は豊留町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転する土地は1筆で面積は537㎡です。参考ですが、売買価格は1a当たり13,000円です。

整理番号2号、譲渡人は岩崎町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は豊留町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転する土地は1筆で面積は699㎡です。参考ですが、売買価格は1a当たり10,000円です。

整理番号3号、譲渡人は福岡県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人はまかや町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転する土地は1筆で面積は1476㎡です。参考ですが、売買価格は1a当たり35,000円です。

整理番号4号、譲渡人は福岡県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は南九州市知覧町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転する土地は1筆で面積は3,938㎡です。参考ですが、売買価格は1a当たり13,000円です。

整理番号5号、譲渡人は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さん、兵庫県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は白沢東町にお住いの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転する土地は2筆で面積は1,600㎡です。参考ですが、売買価格は1a当たり15,000円です。

整理番号6号、譲渡人は白沢東町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は白沢東町にお住いの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、移転する土地は1筆で面積は3,255㎡です。参考ですが、売買価格は1a当たり26,000円です。

整理番号7号、譲渡人は白沢東町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は南さつま市坊津町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転で、移転する土地は1筆で面積は1,074㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号1号から18号の5まで、並びに所有権移転の整理番号1号から7号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第5号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に日程第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画(案)に対する意見についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局

日程第7号議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画(案)に対する意見について説明いたします。

51ページをご覧ください。

地域計画(案)につきましては、お手元の57～58ページの「資料」のとおりです。

本市において、4地区(別府地区、枕崎地区、立神地区、金山・桜山地区)の地域計画(案)が策定されました。

それに伴い、農業経営基盤強化促進法第19条第6号に基づき同計画について、枕崎市から意見を求められております。

農業委員会としましては、議案書に記載のとおり、当該法に照らし合わせ判断した結果、今回策定された地域計画については「特に問題はないものと思われる。」として意見書を回答しようとするものです。

以上、説明を終わります。

議長

只今の説明に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画(案)に対する意見については、報告のとおり回答することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、報告のとおり回答することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 30 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 白澤 敦行

会議録署名委員 今給黎 龍浪